

北九州市漫画ミュージアム管理要綱

北九州市芸術文化施設条例(平成15年北九州市条例第55号。以下「条例」という。)及び北九州市芸術文化施設条例施行規則(平成15年北九州市規則第83号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、北九州市漫画ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

第1条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 陳列品を汚損し、若しくは他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(暴力団等の使用の制限)

第2条 市長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者による暴力団を利用する目的での使用は許可しない。

2 市長は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の許可を取り消すものとする。

(特別研究)

第3条 ミュージアムの陳列品等について特別の研究をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(寄贈又は寄託)

第4条 ミュージアムに資料等の寄贈又は寄託をしようとする者は、市長に申し出てその承諾を受けなければならない。

(貸出し)

第5条 ミュージアム資料の貸出しを受けようとする者は、館長の承諾を受けなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第5条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

(使用の条件)

第7条 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

(使用者の守るべき事項)

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (5) 使用を終えたとき又は条例第3条の規程に基づく使用の許可の取り消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後返還すること。

(入館者の守るべき事項)

第9条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (2) みだりに騒音を発するなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (3) 陳列品にふれ、又は陳列品をき損するような行為をしないこと。
- (4) 定められた場所以外に出入りしないこと。

(職員の立入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(諸様式)

第11条 ミュージアムの使用に関する諸様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 使用申請書 | 第1号様式 |
| (2) 施設使用許可書 | 第2号様式 |
| (3) 使用料返還申請書 | 第3号様式 |
| (4) 寄贈申込書 | 第4号様式 |
| (5) 寄贈資料受納書 | 第5号様式 |
| (6) 寄託申請書 | 第6号様式 |
| (7) 資料受託書 | 第7号様式 |
| (8) 資料借用申請書 | 第8号様式 |
| (9) 資料貸出承諾書 | 第9号様式 |
| (10) 特別研究申請書 | 第10号様式 |
| (11) 特別研究許可書 | 第11号様式 |

付則

この要綱は、平成24年8月3日から適用する。

付則

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区 分		減免割合
陳列品の観覧料	(1) 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持した者が観覧するとき。	10割
	(2) 年長者施設利用証、下関市介護保険被保険者証(65歳以上)を所持した者が観覧するとき。	2割
	(3) 公的機関が発行した福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転目免許証、国民健康保険書等)を所持した者が観覧するとき。	
	(4) その他市長が特に必要と認めるとき	10割以内
各室使用料及び器具使用料	(5) 市と共催により使用するとき。	10割
	(6) その他市長が特に必要と認めるとき。	5割

注 陳列品の観覧料において、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級から4級までの者に限る。)が観覧するときの付添人の観覧料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。)

別表（第6条関係）にある「陳列品の観覧料（常設展フロア）」が10割減免の対象となる『（4）その他市長が特に必要と認めるとき』とは、以下の事例が該当します。

（教育等の一環として実施されるケース）

- 北九州市内の小中学校等の児童・生徒が、学校教育の一環として、引率者（先生）とともに観覧するとき。
⇒児童・生徒と引率者（先生）が対象になります。
- 学校教育者が教育活動の一環として観覧するとき。
⇒先生など学校教育関係の方が対象になります。
- 子ども総合センターの職員の引率により観覧するとき。
⇒児童、引率者が対象になります。
- 北九州市が主催する生涯学習事業の一環として観覧するとき。
⇒上記生涯学習事業の受講者、講師、引率の事務関係者が対象となります。

（対象が限定しているケース）

- 子ども文化パスポートを持つ小・中学生（夏休み期間のみ）
※企画展など特別の展覧会観覧料は含まれませんので、別途観覧料が必要です。
- わらべの日に来館した中学生以下の方（毎月第2日曜日）
※企画展など特別の展覧会観覧料は含まれませんので、別途観覧料が必要です。
- 漫画ミュージアムに資料を寄託・寄贈された方や、協力いただいた方

なお、ご自身が該当するかどうかなどのご質問については、北九州市漫画ミュージアム事務局（512-5077）に直接お問い合わせください。